

○紀宝町木造住宅建設促進対策事業実施要領

平成 28 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、熊野材を使用した木材住宅の建築を促進することにより、紀宝町内の木材の需要拡大及び建築関連産業の活性化を図るため、熊野材の木造住宅を建築しようとする者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「熊野材」とは、熊野川流域で生産され、紀宝町内の製材業者又は鶴殿木材協同組合加盟業者により加工出荷された木材をいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、紀宝町内において、熊野材を使用した木造住宅を新築又は増築する者とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額等は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる額とする。

(1) 新築又は増築に係る延べ床面積が 15 m²以上 80 m²未満の場合 25 万円

(2) 新築又は増築に係る延べ床面積が 80 m²以上の場合 50 万円

2 前項の第 1 号及び第 2 号の規定については、重複することができないものとする。

3 地域材の利用促進を目的とした国・県・町の補助金等と重複することができないものとする。

(補助金の交付要件)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 建物の構造材の 60%は熊野材であること。

(2) 建物の建築延べ床面積は 15 m²以上であること。

(3) 併用住宅の場合は、居住部分が建築延べ床面積の 2 分の 1 以上であり、居住部分のみ対象とすること。

(4) 紀宝町内の建築業者が施工する木造住宅であること。

(5) 市町村税等の未納がないこと。

(6) 補助金を申請する年度の 3 月末日までに、申請した熊野材の 60%を使用可能な事業であること。

(事前協議)

第 6 条 木造住宅を建築し、この要領で定める補助金を受けようとする者は、事前に木造住宅建設促進対策事業補助金交付事前協議書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付し、紀宝町商工会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 熊野材使用(計画)明細書(様式第 5 号—1)

(2) その他会長が必要と認める書類

2 事前協議において、年度以内に工事が完成しない場合には、改めて前項による事前協議を行わなければならない。

3 会長は、前 2 項の事前協議書の提出があったときは、速やかに補助金交付の可否を申請者に通知するものとする。(様式第 1 号—1)

(交付申請)

第 7 条 前条の事前協議により補助金の交付承認を受けた者については、木造住宅建設促進対策事業補助金交付申請書(様式第 2 号)に次の各号に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(1) 建築計画書(様式第 2 号—1)

(2) 建築物の位置図・配置図及び平面図

(3) 補助金交付対象となる熊野材に係る数量計算書及び見積書

(4) 建築確認申請書又は建築工事届書の写し

(5) その他会長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出は、会長があらかじめ指定する日までに行わなければならない。

(交付決定)

第 8 条 会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかに補助金の交付の決定(様式第 3 号)を申請者に行うものとする。(ただし、事前協議において承認を受けたにもかかわらず、その後建築の支障が生じた場合には、この限りでない。)

2 会長は、補助金の交付決定にあたり補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(出来高状況報告書)

第 9 条 会長は、補助金交付決定者に対し必要のあるときは、建築の出来高状況等について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該補助金交付決定に基づく行為を完了し

たときは、速やかに木造住宅建設促進対策事業補助金実績報告書(様式第 4 号)に次の各号に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 熊野材使用(計画)明細書(様式第 5 号—1)
- (2) 紀宝町内の製材業者又は鵜殿木材協同組合加盟業者の出荷証明書(様式第 5 号)
- (3) 完成写真
- (4) その他会長が必要と認める書類

(額の決定)

第 11 条 会長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに当該行為を審査し適正と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、木造住宅建設促進対策事業補助金確定通知書(様式第 6 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 会長は、前条の規定による決定通知後、補助金交付請求書(様式第 7 号)に基づき交付金を交付する。

(補助金の取消し及び返還)

第 13 条 会長は、補助金交付申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは既に行った補助金の交付を取り消し、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付対象要件に該当していないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付条件その他この告示の規定に違反したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。

(申請者の適正)

第 14 条 交付の対象となった住宅の建築について権利を有する者は、当該住宅の建築又は維持について適正管理に努めなければならない。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

木造住宅建設促進対策事業補助金交付事前協議書

1 申請者名		
2 住所		
3 建築所在地	三重県南牟婁郡紀宝町	
4 確認申請の有無	有(建築確認申請 建築工事届)・ 無	
5 規模	(1)敷地面積 m ² (坪) (2)建築面積 m ² (坪) (3)階 数 木造 階〔居住用であること〕 (4)延床面積 m ² (坪)	
6 施工方法	(1)在来工法 (2)その他()	
7 施工者	住 所	三重県南牟婁郡紀宝町
	業者名(個人名)	
8 木材購入業者	住 所	三重県南牟婁郡紀宝町
	業者名(個人名)	
9 製材業者	住 所	三重県南牟婁郡紀宝町
	業者名(個人名)	
10 交付金交付額	延床面積 15m ² 以上80m ² 未満 250,000円 80m ² 以上 500,000円	
11 建築工事費	円(土地購入・住宅設備は除く。)	
12 予定工期	(着工) 年 月 日～(完成) 年 月 日	
13 摘要	棟上げ予定日	

※熊野材使用(計画)明細書については、熊野材を60%以上使用していることを明記すること。

様式第 1 号－1（第 6 条関係）

年 月 日

申請者氏名 様

紀宝町商工会 会長 田尾 昭生

紀宝町木造住宅建設促進対策事業補助金交付申請可否通知書

年 月 日付で事前協議のあった紀宝町木造住宅建設促進対策事業補助金交付について、紀宝町木造住宅建設促進対策事業実施要領第 6 条 1 項の提出書類を審査した結果、補助金交付申請を可・否と決定しましたので通知します。

様式第2号(第7条関係)

年度 木造住宅建設促進対策事業補助金交付申請書

年 月 日

紀宝町商工会 会長 田尾 昭生 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

年度において、次のとおり木造住宅を建築したいので、紀宝町木造住宅建設促進対策事業実施要領第7条の規定により、補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

※添付書類

- (1) 建築計画書〔様式第2号—1〕
- (2) 建築物の位置図・配置図及び平面図
- (3) 補助金交付対象となる熊野材に係る数量計算書及び見積書
- (4) 建築確認申請書又は建築工事届書の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類

※木造住宅建設促進対策事業補助金交付資格の確認のために、市町村税等納入状況などの必要事項を、紀宝町役場において確認することに同意します。

申請者氏名

㊞

様式第2号—1(第7条関係)

建 築 計 画 書

1 申請者名		
2 住所		
3 建築所在地	三重県南牟婁郡紀宝町	
4 確認申請の有無	有(建築確認申請 建築工事届)・ 無	
5 規模	(1)敷地面積 m ² (坪) (2)建築面積 m ² (坪) (3)階 数 木造 階〔居住用であること〕 (4)延床面積 m ² (坪)	
6 施工方法	(1)在来工法 (2)その他()	
7 施工者	住 所	三重県南牟婁郡紀宝町
	業者名(個人名)	
8 木材購入業者	住 所	三重県南牟婁郡紀宝町
	業者名(個人名)	
9 製材業者	住 所	三重県南牟婁郡紀宝町
	業者名(個人名)	
10 助成金交付額	延床面積 15㎡以上80㎡未満 250,000円 80㎡以上 500,000円	
11 建築工事費	円(土地購入・住宅設備は除く。)	
12 予定工期	(着工) 年 月 日～(完成) 年 月 日	
13 摘要	棟上げ予定日	

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

紀宝町商工会 会長 田尾 昭生

木造住宅建設促進対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の申請のあった木造住宅建設促進対策事業補助金について、紀宝町木造住宅建設促進対策事業実施要領第8条の規定により補助金を交付することに決定しましたので通知します。

記

◎交付決定金額 金 円

※補助金の内訳

- | | | |
|-------|------------|----------|
| ①延床面積 | 15㎡以上80㎡未満 | 250,000円 |
| ② | 〃 80㎡以上 | 500,000円 |

様式第4号(第10条関係)

年度 木造住宅建設促進対策事業補助金実績報告書

年 月 日

紀宝町商工会 会長 田尾 昭生 様

決定者住所

決定者氏名



年 月 日付け紀商第 号をもって木造住宅建設促進対策事業補助金の
交付決定の通知があった木造住宅建設促進対策事業について、紀宝町木造住宅建設促進
対策事業実施要領第10条の規定によりその実績に関係書類を添えて報告します。

記

※添付書類

- (1) 熊野材使用(計画)明細書
- (2) 紀宝町内の製材業者又は鶴殿木材協同組合加盟業者の出荷証明書
- (3) 完成写真
- (4) その他会長が必要と認める書類

様式第5号(第10条関係)

熊野材納入(売渡)証明書

当木造住宅建築に当たり、熊野材を60%以上使用又は購入していることを証明します。

- | | | | |
|---|----------|------------------------------|-------------------|
| 1 | 申請者(建築主) | 住 所 | |
| | | 氏 名 | ㊟ |
| 2 | 建 築 場 所 | 三重県南牟婁郡紀宝町 | |
| 3 | 住 宅 規 模 | 木造 階建、延床面積 | m ² |
| 4 | 木材使用の内容 | 総使用量 | 材積 m ³ |
| | | 熊 野 材 使用量 | 材積 m ³ |
| | | 〔熊野材を60%以上使用していること……別途明細書添付〕 | |
| 5 | 施 工 者 | 住 所 | 三重県南牟婁郡紀宝町 |
| | | 業者名(個人)名 | ㊟ |
| 6 | 製 材 業 者 | 住 所 | 三重県南牟婁郡紀宝町 |
| | | 業者名(個人名) | ㊟ |

年 月 日

紀宝町商工会 会長 田尾 昭生 様

納入者(木材購入業者)

住 所

氏 名

㊟

(※製材業者と同じ場合は製材業者名を記入)

様式第5号—1(第6条、第10条関係) 熊野材使用(計画)明細書

用 途(部材名)	樹種	数 量	材 積 m ³		備 考
			地 元 材	外材・ その他	
(例)通 し 柱	桧	7本	m ³ .	m ³ .	
合 計			m ³ .	m ³ .	
比 率			(60%以上) %	%	$\frac{\text{地元材}}{\text{地元材}+\text{外材}}$



(注)
※材積の合計は、納入(売渡)証明書の木材使用の内容の熊野材使用量と一致すること。

木造住宅建設促進対策事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

紀宝町商工会 会長 田尾 昭生

年 月 日付けで提出のあった 年度木造住宅建設促進対策事業補助金実績報告書に基づき、 年 月 日付け紀商第 号の交付決定に係る補助金の額については下記のとおり確定したので通知します。

記

◎補助金確定額 金 _____ 円

※条件等

様式第7号(第12条関係)

木造住宅建設促進対策事業補助金交付請求書

年 月 日

紀宝町商工会 会長 田尾 昭生 様

請求者 住 所
氏 名 ㊟

年 月 日付け紀商第 号により確定通知のあった木条住宅建設促進対策事業補助金について、紀宝町木造住宅建設促進対策事業実施要領第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

(振込先)	
金 融 機 関	支店
普通・当座	口座番号
口 座 名	